

意思表示のフランス国籍

— パスクワ法からシュヴェーヌマン法へ (1994～1998) —

水 野 豊*

La nationalité française par manifestations de volonté
Des lois Pasqua au loi Chevènement

Yutaka MIZUNO*

はじめに

外国人がフランス国籍を取得する場合、帰化、養子縁組、婚姻などさまざまなケースがあるが、1994年1月1日から実施された「意思表示による国籍取得」は一風変わった法制度といえよう。ことの起こりは1987年の「国籍委員会」に遡る。移民に対する「生地主義」による国籍付与は永続的に続けていいものか、国籍が無自覚的に与えられる移民二世、三世はそれを明確に理解しているのだろうか。このような論議からフランス共和国の国民として移民の子供たちを統合していくため、外国人両親からフランスで生まれた子供たちは16才から21才までに「意思表示」による国籍申請手続きを義務づけられた（民法典、第21条7項～、1993年12月30日のデクレNo. 93-1362）。

だが、この法律の適応期間は永く続かなかった。「パスクワードゥブレ法」と時の内務大臣名で呼ばれた「移民法（入国管理法と国籍法）」は、1997年のジョスパン左派内閣の成立後、見直しが進められ、1998年にシュヴェーヌマン法成立と共に「意思表示による国籍申請手続き」が廃止された。つまり、5年間（1994年1月1日～1998年8月31日）の実施に終わったのである。

1998年夏、フランス国内で開かれたサッカー・ワールドカップ大会でフランス・ナショナルチームが優勝した。フランス海外県海外領土出身者や移民二世の活躍に負うところが大きかった。シラク大統領は選手たちを賛え、「人種を超えた連帯」を国民の前で強調した。これ以降、フランスの移民問題は「サンパピエ（sans-papiers フランス滞在許可書や有効なパスポートを所

*国際文化学科 (Department of Comparative Cultures)

持しない外国人)」の合法化に論議の中心が移っていった。この論稿は最近のフランス社会問題を国籍法改革、移民規制法改革を前提として、フランス国内の移民統合の動きを統計資料に基づいて考察したい。

国籍委員会と国民アイデンティティ論議

1987年国籍委員会（国籍法典改革委員会）は生地主義による移民二世、三世への自動的フランス国籍付与に関して公聴会を開くなどして、広く各界有識者から意見を聞き取り『フランス人であること、今日と明日』全2巻を刊行した。この書物の概略については拙書『移民へのまなざし』¹⁾に譲るが、このときの議論で哲学者A・フィンケルクロートの陳述が最重要視されたことに今一度立ち返り、その背景を確認しておきたい。

アラン・フィンケルクロートはユダヤ人の血をひく思想家で、大学には籍をおかず、マス・メディアを中心に活動する作家である。『想像のユダヤ人』1980や『愛の知恵』1984などで注目され、特に『思考の敗北』1987²⁾はベストセラーとなり、ヌヴォー・フィロゾフ（新哲学者）のひとりと評価されている。

彼の『思考の敗北』の第1章4節には、「国民とは何か」という表題をもつ一節があり、19世紀「普仏戦争」敗北後のアルザス・ロレーヌ地方をめぐるフランスの苦悩する様が語られる。ドイツの歴史家たちはこの地域が元々ドイツ文化圏であることを主張し、フランスの歴史家たちもそれを認めてしまう。だが、エルネスト・ルナンは別の観点から地域帰属問題を論じる。すなわち、現地アルザス人がどう感じ、どのような意思をもつかという問題に議論をもっていく。1882年ソルボンヌ大学でのルナンの講演「国民とは何か」は、まさに第3共和制における国民統合の思想的基盤を担っていくものとなる。フランス大革命はただちに国民概念を形成できなかった。恐怖政治から第1帝政、復古王政から七月王政、二月革命から第2帝政、パリ・コミュンと百年足らずのフランス政治体制はめまぐるしく変化してきた。第3共和制をむかえて、「単一にして不可分なフランス」を意識し始め、「革命記念日」制定、国歌の制定、「自由、平等」に加えて「博愛」の標語がそろい、三色旗に新たな象徴性を加えていく。

西川長夫氏が、「近代国民国家はつねに強力な国民統合のイデオロギーを必要としており（それがなければ解体するだろう）、その国民統合のイデオロギーはつねに再生産され活性化されねばならない」³⁾とするとき、フランス人の自己アイデンティティは家庭・学校・職場等々、社会のあらゆる生活の場において、国家のあらゆる制度や装置を通じて、形成されることが踏まえている。そして、フランスの国籍付与問題もこうした国民統合イデオロギーに基づかなければ、生地主義を貫くことはできないのである。

フィンケルクロートがルナンの「国民とは何か」に出てくる「国民の存在は毎日の人民投票である」を持ち出すのは、フランス共和国が血統民族で成り立つ国民共同体ではなく、共和国理念に賛同する個人の意思がこの国を構成していくのであると言いたいからに他ならない。そ

れゆえ、この国の国籍取得には個個人の意思表示が最もふさわしいことになる。自身がユダヤ人の血をひき、フランスの国民アイデンティティに共鳴できるためには、こうした前提が欠かせない。そして、国籍委員会そのものが彼を公聴会に参加させるに当って、いいタイミングで『思考の敗北』という本が出版されたことを利用し、その著者から委員会自身が待ち望んでいた「ルナンのコンセンサス」を引き出した形跡が認められる。国籍委員会報告『フランス人であること、今日と明日』第2巻第2章の冒頭に、このルナン名句の引用があり、「意思表示のフランス国籍」を6年後に実現させるからである。

P. ヴェーユ報告

96年春からサンパピエによる「教会」占拠が相次ぎ、年末から97年始めには映画監督らの「市民的不服従宣言」⁴⁾やドゥブレ法反対デモが各地で行われ、右派ジュベ内閣は6月国民議会選挙で敗北し、ジョスパン左派内閣が誕生した。新首相は選挙での公約であった移民法の見直しに乗り出した。

パトリック・ヴェーユの『国籍法・移民法研究特命 Mission d'étude des législations de la nationalité et de l'immigration』⁵⁾(以下、「ヴェーユ報告」と表示する)はジョスパン首相の任命で、パスクワドゥブレ法の見直しに関わる総理大臣報告書である。ヴェーユは『フランスと外国人たち』などの著作がある「パリ政経学院」の移民問題研究第1人者のひとりである。「ヴェーユ報告」が97年7月に出版されたことを考慮するとすでにかかなりの準備ができていたものと思われる。

「ヴェーユ報告」は十数名の委員会が作成したもので、「フランス国籍付与に関する出生地権原理の適用条件について」という国籍法の歴史と今後の改革意見を述べたものと「正当で有効な移民政策のために」という移民法改善案を述べたもの、2報告からなる。この前者の報告中に、パスクワ法で実施に入っている「意思表示による国籍取得」の第1回国籍取得状況データが記されている。それによると、94年1月1日から96年12月31日まで、つまり過去3年間の統計で、1976年生まれの若者が15,512人、'77年生まれが21,104人、'78年生まれが23,048人、'79年生まれが20,453人、'80年生まれが13,508人で、合計93,625人が国籍取得の承認を受けた。

また、このデータの出身地別パーセンテージでは、最も多いのがモロッコ人の37%で、次いでポルトガル人が28.6%、チェルニシア人が12.3%、トルコ人が10.2%であり、この4カ国のみで全体の88.1%を占めている。

「ヴェーユ報告」は新首相に対し、可能な改革として3つの提案をしている。1は「現行法の改良」で、5年間の滞在証明は義務教育期に学校でカウントしてしまえばよいこと。2は「以前のシステムに戻すこと」で、パスクワ法以前のシステムを再度もちだすこと。3は「現行法の長所を活かしつつ1889年法の原理に戻すこと」で、最も平等性を重んじる生地主義的国籍

付与方法を取ることである。「ヴェュー報告」は地域別の意思表示比率にバラつきがあることも指摘している、ここでは、重点地域に指定されたアルザス地方の詳細な統計をみることにしたい。

所 轄	コルマル	アグノー	イルキシュ	ミュルーズ	サヴェルヌ	ストラスブル	ターン	全 体
地 域 区 数	18	11	4	11	12	4	4	64
全 人 口	315,977	242,366	111,477	348,924	183,798	347,405	74,606	1,624,553
外国人人口	22,047 7%	9,546 4%	4,142 4%	35,009 10%	7,164 4%	42,915 12%	5,961 8%	126,784 8%
当 該 者 数	1,783	843	310	2,687	723	3,964	503	10,543
主 な 国 籍								
トルコ	32%	64%	25%	20%	52%	26%	21%	30%
モロッコ	18%	7%	24%	22%	16%	32%	25%	23%
ポルトガル	15%		7.7%		14%			
アルジェリア		7%		25%		9%	24%	13.5%
大 市 街 地	60%	23%	58%	89%	0%	99%	80%	75%
中 市 街 地	25%	60%	34.5%	4%	82%	1%	16%	17.5%
農 村	15%	17%	7.5%	7%	18%	0%	4%	7.5%
HLM 住居	43%	30%	43%	36%	24%	61%	65%	46%
非 HLM	33%	47%	28%	39%	54%	29%	12.5%	34.5%
持 ち 家	22%	23%	28%	22%	20%	7%	20.5%	17.5%
1 収 入 3 子	54%	73%	47%	65%	62%	57%	74%	61%
2 収 入 3 子	21%	14%	20%	13.5%	20%	15.5%	8%	16%
取 得 数	907	364	126	1,266	335	1,313	222	4,533
拒 否 数	2	0	5	27	0	12	2	48
主 な 出 身 国								
トルコ	22.5%	16%	24%	38%	13%	39%	51%	32%
モロッコ	35%	63%	30%	18%	53%	28%	16%	31%
ポルトガル	20%	11%	21%	11%	23%	13%	13%	14.5%
女 性 数	458	191	65	597	191	685	101	2,288
男 性 数	449	173	61	669	144	628	121	2,245
意 思 表 示 率	60%	49%	48%	68%	52%	42%	62%	53%

出典：アルザス地方、地域統合観察記帳

上記の表中、「地域区数」とはカントンとよばれる地域行政区分数のこと。「1収入3子」とは家族の収入を支える人が1人で子供が3人、「2収入3子」は家族の収入を支える人が2人で子供が3人いることを示す。一番下の「意思表示率」は「取得数」と「拒否数」の合計を単純に「当該者数」で割ったものではなく、詳しい説明がないため正確なことは不明である。だ

が、「当該者数」の数値が皆大きいため、「当該者数」とは94年～96年の間に16才～21才だった外国人数で、フランス滞在5年などの条件を考慮しない数値かも知れない。地区別「意思表示率」では、最高がミュルーズの68%で、最低がストラスブールの42%でかなりの差が認められる。両地区共都市部であり人口も多く外国人比率も高いため、単純に都市部と農村部の差異等は一概に論じられないことが分かる。意思表示申請「拒否率」がアルザス地方全体で1%程度と非常に低い。これはこの地方が重点観察地区に指定され、丹念な行政指導や情報提供が行われたためなのだろうか。

5 年間の意思表示国籍取得状況

フランス雇用・連帯省 (Ministère de l'Emploi et de la Solidarité) の命で、A・ルボンは『1998年フランスの人口移動と国籍 Migrations et Nationalité en France 1998』⁶⁾と題する報告書を刊行した。これによると、94年から98年までの「意思表示による国籍取得」数は以下の通りである。

	1994	1995	1996	1997	1998	計
応募数	40,915	32,222	31,963	34,108	23,262	162,470
登録数	33,255	30,526	29,845	32,518	25,549	151,693

出典：フランス法務省

この統計をみると、申請応募数16万人に対し受理され登記された数15万人なので、約93%が承認を受けたことになる。98年の登録数25,549人中、親の出身国別にみると、85%以上を4カ国で占めているという。最も多いのはモロッコ人で9,143人(36%)、次いで、ポルトガル人7,151人(28%)、チュニジア人3,379人(13%)、トルコ人2,620人(10%)となっている。このあとに、スペイン人、イタリア人と続くが1,000人未満である。マグレブ三國中、アルジェリアが出てこないのは、ほとんどが「二世代生地主義」の適用を受けるためなのだろうか。「ヴェーユ報告」のアルザス地方統計でも全世代のアルジェリア国籍者は13.5%あったが、「意思表示の国籍取得者」の出身国として出てこなかった。デクレや届け出(déclaration)によるフランス国籍取得では、アルジェリアはモロッコに次いで第2位に位置づけられている。98年3月16日法改正(実施同年9月1日、通常シュヴェーヌマン法とよばれる)で、「意思表示 manifestations de volonté による国籍取得」はなくなり、代って「国籍届出 déclarations de nationalité」制となった。ただし、新法においても11才から5年以上のフランス居住期間が条件となる。シュヴェーヌマン内務相はサッカー・ワールドカップが成功のうちに終わり、フランス中が喜びに酔っていた時期から、移民出身の青年層、特にイスラーム教徒である若者たちを「フランス的十全な市民権」へ導く方策の模索にかかり、「イスラーム研究所」などを手がか

りに具体策を練り始めていた。しかしながら、パリのカルティエ・ラタンなどでは相変わらず、「すべてのサンパピエに滞在許可証を」をスローガンとする抗議デモがくり返しおこった。98年度に15万人のサンパピエの滞在許可証申請に対して、政府は8万人ほどしか正規化しなかったためである。一般のフランス市民たちは、不法滞在の外国人（サンパピエ）とはどんな恐ろしい連中かが見えず、犯罪者のような「不気味な存在」としてこれまでイメージしてきた。それがテレビで写し出される「教会不法占拠」のサンパピエが幼い乳飲み子を抱えた母親であることを知って、同情をよせる市民たちが増えてきた。そして、かれらもデモに参加するようになる。稲葉氏が指摘するように、サンパピエの多くがフランス生まれの子供たちとその親たちだったのである。⁷⁾ デモ抗議者たちは、「シュヴェーヌマン、許可証を！」とか、「ドゥブレもシュヴェーヌマンも同じ法、同じ戦いだ！」と書かれた立て看板を先頭にしてデモ行進が行われた。80年代までのイスラーム教徒移民といえば、フランスではマグレブ（アルジェリア、モロッコ、チュニジア）系かトルコ系移民のことであった。しかし、90年代パスクワ法成立以来、不法移民として国境護送や国外追放の対象になってきたのは、西アフリカなどブラック・アフリカ系（統計では、フランス語圏アフリカとか、サハラ以南アフリカと分類されている）移民である。⁸⁾ 「意思表示」の国籍取得では1%以下でほとんど問題にされなかった17カ国⁹⁾ が、サンパピエ問題で新たに大きくクローズアップされていく。

つぎに、最近7年間（92～98）のフランス国籍取得統計をみてみよう。¹⁰⁾

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
デクレによる取得	39,346	40,739	49,449	40,867	58,098	60,485	58,123
— 帰化	22,792	23,283	29,106	24,718	34,650	35,703	34,697
— 回復(再取得)	4,205	4,299	4,948	4,108	6,525	6,311	5,753
— 同伴未成年者	12,349	13,157	15,395	12,041	16,923	18,471	17,673
国籍届出	32,249	32,425	43,633	21,017	21,880	23,191	23,789
— 婚姻	15,601	15,246	19,493	16,659	19,127	20,845	22,113
— 未成年期*	14,383	15,476	21,750	1,492	549	611	540
— その他**	2,265	1,703	2,390	2,866	2,204	1,735	1,136
意 思 表 示	—	—	33,255	30,526	29,845	32,518	25,549
登 記 取 得 合 計	71,595	73,164	126,337	92,410	109,823	116,194	107,461
推定手続なし取得 ***	23,700~ 25,000	22,500~ 25,000					14,800~ 16,300
取 得 合 計	95,259~ 96,595	95,664~ 98,164	126,337	92,410	109,823	116,194	122,261~ 123,761

出典：MES(雇用連帯省)/DPM(人口移動局)

* 未成年期 (minorité) とは「意思表示」制度開始以前の同該当者届出と外国人の子との養子縁組を含む。

** その他には、かつての海外領土出身者の国籍再取得を含む。

*** 「意思表示」が必要ない時期の手続なし国籍取得者の推定数値

国籍届出（未成年期）の数値が94年の 21,750 人から 95～98 年は十分の一以下に著しく低下する。この層が手続き上「意思表示」に移行したものと考えられるが、94年分がかなり多いのは届出から受理登録までの 6 ヶ月程度のズレを考慮しなければならない。V・ボデ・カーユは 94～97年の 4 年間に「意思表示」をしなかった 2,100 人程度の若者たちのこと懸念している。¹¹⁾ このことは98年度分についてもありえることであり、5 年あまりの過渡的实施にはこのような人たちが必ずでてくるのである。

この表に出てくる数値はあくまでフランス国籍の申請や届出で確認されるものであり、出生によるフランス国籍付与は含まれない。最近の人口統計では、フランス人の出生は年平均約 75 万人とされており、92 年から98 年までの国籍取得者数は年間出生数に対し、12%～17%を占めることになる。また、「意思表示による国籍取得」者の同じ世代における比率は 3%～4% であることがわかる。

A・ルボン は、このあと2000 年 12 月に上記と同様な報告書『1999 年フランスの移民と外国人の存在 Immigration et présence étrangère en France en 1999』を刊行している。この報告書によれば、「意思表示」の国籍取得がなくなったにもかかわらず、98 年度より 20%ほど多い 145,000 人程度がフランス国籍を取得している。99 年度の内訳は、デクレによる取得者 67,569 人、届出による取得者 68,866 人で、これに推定手続きなし取得者 9,000～11,000 人を見込んでいる。¹²⁾ 届出による取得者が大幅に増えているのは、シュヴェーヌマン法による未成年者取得 42,433 人があるからである。このようにデクレや届出によるフランス国籍取得者にブラック・アフリカ系移民が急激に増えてきている。サンピエの正規化は滞在許可証の付与にあったが、この人々が定住しフランス国籍を希望するようになることはかなりの確率で多くなるであろう。99 年のフランス滞在外国人のうち、マグレブ 3 国を除くブラック・アフリカ系外国人は「賃金労働者」、「滞在許可証の再検討受益者」、「留学生」、「庇護申請者」等で非常に多くなりつつある。¹³⁾ こうして具体的な年間フランス国籍取得者数は、年により若干のバラつきがあるものの、ほぼ10万人程度で推移してきた。にもかかわらず、フランス在住の外国人比率が 6～7%で安定的数値を示してきたは、毎年10万人程度が新たに入国してきたから他ならない。因みに、99 年度のフランス本土の総人口は、5,850 万人で、外国人は 326 万人 (5.5%)、国籍取得のフランス人は 275 万人だったという。¹⁴⁾

おわりに

「意思表示」のフランス国籍取得が始まったのを初めて知ったのは、94年フランス留学中だった。移民支援団体 G I S T I が「国籍法改変テキスト」を雑誌「Plein droit」の補遺として出版し、この中に「意思表示」書類の書式が出ていたのだった。結果的には、5 年間で終わった「フランス生まれの未成年者国籍申請制度」は、フランスという国がいかに共和主義的ナショナリズムの強い国家であるかを、見せつけた。子供の意向に関係なく親が申請するのではなく、

未成年者本人が自分の意思を表明しなければならぬからである。フランス共和国は血統や民族的外観を一にする国民で成り立つのではなく、共和国理念を共に保持して、自ら共和国に参加表明をする国民で成り立つ国である。肌の色や信仰宗教が異なっても、出身エスニック文化がどんなに異なろうとも、共和国社会は統合可能なものと看做しうる。現に移民たちがフランス社会にもちこんだ伝統的ヨーロッパになかった様々な文化が姿を見せ始めている。料理が、音楽が、芸術が変化のきざしを見せ始めている。サンパピエ問題は、いまやヨーロッパ規模で活動されている。支援団体は膨大な数にのぼり、それぞれの立場から支持を表明している。古くからある人権団体から最近できたボックス（合法的同棲夫婦）支援団体、果てはホモ支援団体まで。02年8月にもパリ郊外サン・ドゥニ教会（大聖堂）で130人規模のサンパピエ占拠事件が起きている。国籍法であれ、移民法であれ、それが右派政権が変更しようが左派政権が変更しようが、法は法として実施されるものである限り、国外追放や不法逮捕者は出てくるものである。市民運動はある程度まで行政を動かすうるが、法秩序は崩せない。

注

- 1) 水野豊『移民へのまなざし フランスの社会・教育・言語』駿河台出版社、1999年、pp. 34～37。
- 2) Finfieldkaut, A., *La défaite de la pensée*, Gallimard, 1987. (邦訳：西谷修 訳『思考の敗北あるいは文化のパラドクス』河出書房新社、1988年)
- 3) 西川長夫『フランスの解体?』人文書院、1999年、p. 23。
- 4) ドUBLE法計画で最も市民から反発が強かった部分は「外国人の宿泊証明」に関するもので、外国人を宿泊させる家主は市町村役場、管轄警察署に届出を義務付けられ、これに違反したものは「不法滞在ほう助」の罪を問われることになる。「市民的不服従キャンペーン」は、96年12月17日以後5つの市民団体が呼びかけ、97年1月には研究者や大学人の請願書が提出され、2月11日には59名の映画監督らがアピールしたもので、ドUBLE法案の「外国人を宿泊させる人に当局への報告の義務」に反対し、「我々はみな罪人である。外国籍の友人を最近家に泊め、それを通報しなかった。今後も同様にするつもりだ。」と抗議した。これを契機に22日にはパリで10万人規模の抗議デモが行われた。Julien-Lafferrière, F., *La "loi Debré" sur l'immigration*, in *Regards sur l'actualité* No.232, *La documentation française*, juin 1997, pp. 27-39. *L'Express*, No. 2381, 20-26 Féb. 1997. 雑誌「ふらんす」1997年4月号、白水社、p. 86. 参照。
- 5) Weil, P., *Mission d'étude des législations de la nationalité et de l'immigration*, *La documentation française*, 1997.
- 6) Lebon, A., *Migration et nationalité en France 1998*, *La documentation française*, 2000.
- 7) 稲葉奈々子「サンパピエと市民権」(三浦信孝編『普遍性か差異か』藤原書店、2001年)、pp. 53-54。
- 8) 『移民へのまなざし』pp. 45～46, p. 89。
- 9) 17カ国とは、ベナン、ブルキナ・ファソ、カメルーン、中央アフリカ、コモロ、コンゴ、コートジボワール、ジブチ、ガボン、ギニア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガ

ル、ガンビア、チャドで、多くがフランス語を公用語とする。なお、他にトーゴが記されているが17カ国に含めていない。Lebon, A., *Immigration et présence étrangère en France en 1999*, La documentation française, 2001, p.89.

- 10) Lebon, A., *Migration et nationalité en France 1998*, p.45.
- 11) Baudet-Caille, V., *La nationalité*, éd. ASH, 2000, pp.37-39.
- 12) Lebon, A., *Immigration et présence étrangère en France en 1999*, p.52.
- 13) Ibid., pp.81~86.
- 14) Ibid., p. 5.

参考文献

- * Balibar, E., *Sans-papiers: l'archaïsme fatal*, La découverte, 1999.
- * Barou, J., *Europe, terre d'immigration*, Presses Universitaires de Grenoble, 2001.
- * Baudet-Caille, V., *La nationalité*, éd. ASH, 2000.
- * Commission de la Nationalité, *Etre français aujourd'hui et demain*, tome I, II, La documentation française, 1988.
- * Finfielklaut, A., *La défaite de la pensée*, Gallimard, 1987. (西谷修訳『思考の敗北あるいは文化のパラドクス』河出書房新社, 1988年)。
- * Guelamine, F., *Intervenir auprès des populations immigrées*, Dunod, 2000.
- * Lebon, A., *Migration et nationalité en France 1998*, La documentation française, 2000.
- * Lebon, A., *Immigration et présence étrangère en France en 1999*, La documentation française, 2001.
- * *Regard sur l'actualité*, No.232, La documentation française, juin 1997.
- * Renan, E., *Qu'est-ce qu'une nation?*, Presses Pocket, 1992.
- * Viet, V., *La France immigrée*, Fayard, 1998.
- * Weil, P., *La France et ses étrangers*, Gallimard, 1991.
- * Weil, P., *Mission d'étude des législations de la nationalité et de l'immigration*, La documentation française, 1997.
- * 池田賢市『フランスの移民と学校教育』明石書店, 2001年。
- * 鵜飼哲他著訳『国民とは何か』インスクリプト, 1998年。
- * 西川長夫『フランスの解体?』人文書院, 1999年。
- * 本間圭一『パリの移民・外国人』高文研, 2001年。
- * 三浦信孝『現代フランスを読む』大修館書店, 2002年。
- * 三浦信孝編『普遍性か差異か』藤原書店, 2001年。
- * 三浦信孝, 糟谷啓介編『言語帝国主義とは何か』藤原書店, 2000年。
- * 水野豊『移民へのまなざし』駿河台出版社, 1999年。